



平成 28 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 日住 サービス  
代表者名 代表取締役社長 大原 修  
コード番号 8 8 5 4  
上場取引所 東証 2 部  
問合せ先 常務取締役管理担当  
小 寺 隆  
TEL 06-6343-1841

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関する議案を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 23 条及び第 30 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 23 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 ( <u>社外取締役</u> との責任限定契約) 第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、 <u>社外取締役</u> が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その <u>社外取締役</u> の同	第 4 章 取締役及び取締役会 ( <u>取締役</u> との責任限定契約) 第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> ( <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> )との間に、 <u>取締役</u> が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合におい

法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会  
(社外監査役との責任限定契約)

第 30 条

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外監査役の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

て、その取締役の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会  
(監査役との責任限定契約)

第 30 条

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その監査役の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成 28 年 3 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 28 年 3 月 25 日 (金)

以 上